

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年十一月七日から令和八年三月九日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和七年十一月七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ・ココカラファイン坊城店

所在地 大和高田市大字根成柿四一〇―一ほか十筆

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設的位置に関する事項

廃棄物等の保管施設的位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一・八立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一・八立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで

三 変更年月日

令和八年四月十五日

四 届出年月日

令和七年十月二十二日

